

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600701号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600066号

第1 結論

請求期間のうち、昭和49年1月から同年10月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年*月
② 昭和49年1月から同年10月まで

私は、昭和45年の秋頃に、A市役所へ国民年金の住所変更の手続に行った時、窓口で、請求期間①については、国民年金保険料を納付しなくても納付したことになると言われ、国民年金手帳に「納付不要」の判を押してもらった。国民年金保険料を納付しなくても納付したことになると言われたのだから、請求期間①を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

また、私は、請求期間②の領収証書を所持している。年金事務所は、請求期間②を含む昭和48年8月から昭和49年10月までの国民年金保険料を還付したと回答しているが、私は還付金を受け取っていないし、そもそも、送られてきた納付書に従って国民年金保険料を納付したのに、後から返したと言われても納付できないので、調査の上、国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②については、請求者に係る還付整理簿に、還付事由「48.8~49.10 48.8.21 喪失 49.11.1再取」と記載があり、請求期間②を含む昭和48年8月から昭和49年10月までの国民年金保険料は、請求者が昭和48年8月21日に国民年金の被保険者資格を喪失し、昭和49年11月1日にその資格を再取得したとされたことにより、昭和50年8月30日に還付が決定され、同年10月3日に還付金が支払われたことが確認できる。

しかしながら、請求者に係る厚生年金保険の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によれば、請求者は、昭和48年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和49年1月21日に同資格を喪失していることが確認でき、社会保険オンラインシステムによる氏名検索におい

ても請求期間②に係る請求者の被用者年金記録は確認できないことから、請求期間②については、オンライン記録上、国民年金の被保険者となっていないが、当該期間は強制加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号は、B県において、請求者が20歳となった昭和45年*月*日を資格取得日として昭和45年7月頃に払い出されたが、その後、請求者が所持する国民年金手帳によりC県において資格取得日が昭和45年*月*日に変更され、昭和45年*月及び同年*月は国民年金の未加入期間とされたことが確認できる。

また、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、請求者は、昭和45年*月当時は厚生年金保険の被保険者であり、昭和45年*月*日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、本来、国民年金の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和45年*月*日であり、請求期間①は、国民年金保険料を納付する必要がある国民年金の強制加入期間であることが認められる。

しかしながら、前述のとおり、請求者の国民年金被保険者資格取得日は、昭和45年*月*日とされており、かつ、国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録の*月及び*月の欄には、「納付不要」の押印があることについてA市は、当時の事務処理を確認できる資料がないため不明だが、請求者の厚生年金保険加入期間は昭和45年*月末日までと認識され、請求期間①は国民年金の未加入期間として取り扱われたと考えられる旨回答している。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、納付しなくても納付したことになると言われたので納付していないと陳述している。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600774号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600067号

第1 結論

昭和62年*月から平成3年3月までの請求期間及び平成3年7月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年*月から平成3年3月まで
② 平成3年7月から同年10月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を立て替えて納付してくれたはずである。母がどのように納付してくれたかは分からないが、母に立て替えてもらった国民年金保険料は40万円ぐらいで高額だったため、アルバイトで働いた給料から分割して母に返済したことを覚えている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者に係る国民年金被保険者資格の入力処理日から、平成4年8月頃に払い出されていることが推認できることから、請求者の母親は、この頃に加入手続を行ったと考えられ、加入手続時点では、請求期間①のうち、平成2年6月以前の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求期間①直後の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料の収納年月日は平成5年5月27日であることがオンライン記録により確認でき、当該収納日時点では請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

請求期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料について、上記のとおり、平成3年4月から同年6月までの期間については平成5年5月27日に、平成3年11月から平成4年1月までの期間については平成5年12月27日にそれぞれ過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、請求者は、請求期間②及び当該期間前後の期間の国民年金保険料に係る納付時期、納付場所及び納付方法等に係る記憶はないとしている。

また、請求者に係る国民年金の加入手続及び請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してい

たとする請求者の母親も、加入手続及び当該期間の国民年金保険料に係る明確な記憶はない旨陳述していることから、請求者の国民年金の加入手続及び当該期間の納付に係る状況が不明である。

そのほか、請求者の母親が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。